

旧スプリアス規格に基づいて製造された ETC 車載器について

令和2年11月16日
改訂) 令和2年6月1日
改訂) 令和2年4月1日
改訂) 令和元年9月2日
改訂) 平成30年9月3日

国土交通省

東日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社

首都高速道路株式会社

阪神高速道路株式会社

本州四国連絡高速道路株式会社

一般財団法人 ITS サービス高度化機構

電波法関連法令の改正により、一部の ETC 車載器は2022年12月1日以降ご使用できなくなります。

詳細は「[総務省電波利用ホームページ](#)」をご参照下さい。

1. ご使用できなくなる ETC 車載器

・平成19年以前の技術基準適合証明・工事設計認証

(旧スプリアス認証)を受け、製造された ETC 車載器

・対象となる ETC 車載器については、車載器メーカーや自動車メーカー各社のホームページをご参照下さい。

2. よくあるご質問

・総務省電波利用ホームページ内 [Q&A](#)、及び

別紙1「よくあるご質問」をご参照下さい。

3. お問い合わせ先

・電波法令に関する内容 最寄の総合通信局: 別紙2をご参照下さい。

・ETCシステムに関する内容 別紙3をご参照下さい。

※スプリアス規格・・・必要周波数帯の外側に発射される不要な電波の強度の許容値に関する規格